イ）中国地方整備局における平成25・26年度建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること）。

ウ）会社更生法に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者（上記イ）の再認定を受けた者を除く）でないこと。

エ）参加表明書提出期限日から見積もり合わせの日までの期間に、中国地方整備局長から指名停止の措置を受けていないこと。

オ）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

カ）建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

②　設計共同体

2⑴①単体企業に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成26年10月10日付け中国地方整備局長）に示すところにより中国地方整備局長から尾道検察支部設計業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を技術提案書提出の時において受けている者であること。

⑵　参加表明書を提出しようとする者（設計共同体の各構成員を含む）の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、競争契約入札心得第４条の３第２項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

［１］　資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

㋐　親会社と子会社の関係にある場合

㋑　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

［２］　人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし㋐については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

㋐　一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

㋑　一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

［３］　その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記［１］又は［２］と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

3　技術提案書の提出者を選定するための基準

⑴　配置予定の技術者の資格

⑵　配置予定の技術者の経験及び能力

同種又は類似業務の実績の内容、担当した業務の業務成績

4　技術提案書を特定するための評価基準

⑴　配置予定の技術者の資格

⑵　配置予定の技術者の経験及び能力

同種又は類似業務の実績の内容、担当した業務の業務成績、ＣＰＤ

⑶　業務実施方針及び手法

業務の理解度及び取組意欲、業務の実施方針、評価テーマに対する技術提案

5　手続等

⑴　担当部局　〒730―8530 広島県広島市中区上八丁堀６―30　国土交通省中国地方整備局総務部契約課契約係　電話082―221―9231㈹（内線2526）ＦＡＸ082―223―4345

⑵　説明書の交付期間、場所及び方法

①　説明書を電子入札システムにより交付する。交付期間は平成26年10月10日から平成26年12月８日までの土曜日、日曜日及び祝祭日等（行政機関の休日に関する法律（昭和３年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。））を除く毎日の午前９時30分から午後５時00分まで。

②　やむを得ない事由により、上記①の交付方法による入手ができない入札参加希望者に対しては、記録媒体（ＣＤ―Ｒ等）を上記⑴担当部局に持参又は送付（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）することにより電子データを交付するので、上記⑴担当部局にその旨連絡すること。持参による場合は、上記⑴担当部局に記録媒体（未使用のもの）を持参すること。郵送による場合は、上記⑴担当部局に記録媒体（未使用のもの）、返信用の封筒（切手を貼付）、入札参加希望者の連絡先が分かるものを同封すること。受付期間は平成26年10月10日から平成26年12月８日までの休日を除く毎日の午前９時30分から午後５時00分まで。

⑶　参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法

提出期限：平成26年10月20日午後５時00分まで

提出場所：発注者の承諾を得て持参あるいは郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る）する場合は、上記⑴に同じ。

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合に限り、持参あるいは郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る）による。

⑷　技術提案書の提出期限、場所及び方法

提出期限：平成26年12月９日午後５時00分まで

提出場所：発注者の承諾を得て持参あるいは郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る）する場合は、上記⑴に同じ。

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合に限り、持参あるいは郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る）による。

6　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　契約保証金　納付（保管金の取扱点：日本銀行広島支店）。ただし、利付き国債の提供（保管有価証券の取扱店：日本銀行広島支店）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁：国土交通省中国地方整備局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、若しくは、履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

⑶　契約書作成の要否　要。

なお、本業務において提出された技術提案について、提案内容として採用したものについては契約書特約事項として添付する。

⑷　当該業務に直接関連する他の設計業務と委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結するための予定の有無　有（尾道検察支部設計その２業務（設計意図伝達業務））

本業務は、上記随意契約予定の尾道検察支部設計その２業務（設計意図伝達業務）の予定業務量を含めた業務量をもって、公募型の手続とするものである。

⑸　関連情報を入手するための照会窓口　5⑴担当部局に同じ。

⑹　2⑴①に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業も参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。

また、2⑴②に掲げる設計共同体としての資格の認定を受けていないもの（一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業を構成員とする場合を含む。）は、技術提案書の提出の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。

⑺　技術提案書のヒアリングを行う。

⑻　詳細は説明書による。

7　Summary

⑴　Classification of the services to be procured : 42

⑵　Subject matter of the contract : Design work for Onomichi Local Public Prosechtors

⑶　Time-limit to express interests : 5 : 00 P.M. 20 October 2014 (by bringing, mail, facsimile, or the E-mail : 5 : 00 P.M. 20 October 2014)